

議案第2号

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、視聴覚教材センターの設置及び管理に関する事務並びに結核対策委員会の設置及び運営に関する事務について、共同処理する事務としての役割を終えたことから廃止するとともに、これらの事務の廃止に伴い同組合教育委員会の所管する事務がなくなることから、同組合教育委員会を廃止するため、君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

君津郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合理約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

第9条の2及び第9条の3を削る。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。